

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（第3回）

日 時 令和6年11月12日（火）

14：00～

場 所 鳥取県西部総合事務所 講堂

○福田課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第3回鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議を開会させていただきます。

本日、司会をいたします福田です。よろしくお願いいたします。

本日は、7名の審査専門委員に御出席いただいております。

それでは、開会に先立ちまして、地域社会振興部長、盛田より御挨拶申し上げます。

○盛田部長 皆さん、こんにちは。地域社会振興部の盛田でございます。

委員の皆様には、公私ともに御多忙のところ、本審査専門委員会議のほうに御参加いただきまして、どうもありがとうございます。感謝申し上げます。

7月の第1回会議以降、委員の皆様から、それぞれの専門分野から様々な視点で審査内容を御確認いただき、また、御意見を頂戴してまいったところでございます。前回の会議でも、申請者から申請内容の変更概要の説明があったところでございますが、これまでの委員からの指摘を踏まえ、より施工性を高める旨の申請内容の変更の提出を受け、第2回会議以降、個別に各委員に御確認をいただいたところでございます。また、前回、山田座長から利害関係者の意見につきまして、見解の概要を作成し、一連の流れが分かりやすくなるよう整理してはどうかとの御指摘を踏まえ、こちらについても、改めて整理したものを各委員に個別にお示しさせていただいたところでございます。

これまでの会議や個別ヒアリングでの審査専門委員とのやり取りを通して、審査内容に対する御意見は、ある程度出尽くしてきたものと思いますが、さらに御意見等ございましたら、忌憚なく御発言をお願いできればというふうに思います。また、これまでいただいた意見を県で整理させていただいたので、その内容について御確認をいただくとともに、追加で御意見があればその整理の中に盛り込ませていただきたいというふうに考えております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○福田課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本日お配りしています資料の確認をお願いいたします。次第、その裏が出席者名簿、資料1、その別添1、2、3、資料2、参考資料が1から5となっております。

不足などございましたらお知らせください。

それでは、本日の会議の進行についてですが、鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員設置要綱第4条の規定により、県は出席する審査専門委員の中から座長を選任することができるとされております。本日の会議の座長は、前回に引き続き、廃棄物の処理を御担当いただく山田委員にお願いさせていただきたいと思います。

それでは、今後の進行は、山田座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山田座長 国立環境研究所の山田でございます。

それでは、御指名ですので、進行させていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事に入る前に、この会議の公開の在り方について県から説明をよろしくお願いいたします。

○福田課長補佐 福田です。この会議では、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画している産業廃棄物最終処分場に係る施設設置許可審査に関し、委員の皆様のそれぞれの御専門の見地から御意見をいただくものです。本事案は、地元の関心も高いことから、透明性を確保することが必要であると考え、公開で行うこととしております。

会議の公開に当たっては、事前に御確認いただいております傍聴要領によるほか、必要に応じて委員の皆様に御意見を伺いながら円滑な会議運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

今日の議題は、審査専門委員からの意見の整理についてでございます。冒頭の挨拶でもございましたように、2回の会議、またヒアリングなどを数回行って、議論がある程度尽くされてきたとのことですので、まずは、改めてこれまでの経緯についての説明をよろしくお願いいたします。

○小寺課長 それでは、資料1を御覧ください。

鳥取県産業廃棄物処理施設審査課、小寺です。

申請からこれまでの経過などを第2回するときにもまとめさせていただいていますが、今回も経過についてまとめさせていただいています。5月31日に申請を受けまして、7月19日に第1回の会議を開催させていただきました。10月8日に第2回の専門委員会会議

を開催させていただきました。当日の質疑概要につきましては、参考資料5のとおりです。また、第2回会議で山田座長からの御指摘、利害関係者からの意見に対する見解の概要について、1問1答形式だけでは分かりにくいので概要の再整理をということで、見解の大きな方向性を示す形で、申請者のほうに別添1のとおり再整理をさせていただきました。こちらは前回説明させていただきました、前回の会議資料の4-1、4-2に基づいておりますので、再度の説明は省略させていただきたいと思います。

また、10月18日には、前回、申請者から説明がありました遮水構造の変更について別添2のとおり、正式に県のほうに10月18日付けで変更の内容が提出されました。はぐっていただきまして、申請書類が変更になる部分を記載していただいておりますが、今回資料でつけさせていただいているところは赤囲いのところです。変更内容につきましては、前回の説明のとおりですので省略させていただきますが、下のほうに図面を参考に、事務局のほうで追記しております。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、10月29日から11月5日にかけて、皆様、審査専門委員から個別意見聴取をそれぞれさせていただきました。そちらが別添3としてつけさせていただいております。

簡単に話をさせていただきたいと思います。山田座長におかれましては、設計思想とリスク防止対策、こういったことを後々、将来管理する人たちに引き継がれるように、管理運営マニュアル等に盛り込むことという意見をいただいております。

また、本日欠席の中田委員からは、管理運営マニュアルなどを専門家がチェックする機会はあるのかという質問をいただきまして、申請者側からは、地元や専門家の意見を聞いて今後作成していくというふうに回答しております。

ラン委員からは、騒音の関係で、工事中の騒音低減の対策として、追加の防音シートなどが効果的なので、住民への説明の際には検討してくださいということで、申請者からは、検討して丁寧に説明していきたいと回答しております。

島田委員からは、モニタリング結果等の情報公開については、生活環境影響調査の全ての項目で必要になるということで、こちらのほうも見解概要の整理の中で、その意見を反映させております。

乾委員からは、廃棄物の安定化に向けた具体的な方法や考え方を管理運営マニュアルなどに記載しておいたほうがよいということで御意見をいただいております。

遠藤委員からは、遮光マットも紫外線劣化するので、材料選定や劣化対応について留意

するとともに、遮光マットの劣化への対応管理の考え方などをマニュアルなどに記載することが望ましいという意見をいただいています。

また、見解概要に関連しまして、石綿含有廃棄物は非飛散製のものしか受け入れないが、埋立管理における飛散防止の対応も考えておく必要があるということで、申請者からは、フレコンバックのまま埋め立てるなど、工夫したいというふうに回答をしております。

小野委員からは、見解概要に関しまして、液状化しやすい地盤は確認されていないという点は、正確には液状化の対策が必要な地盤は確認されていないということかと思うということで御指摘をいただいております。

深田委員からは、任意の監査について、やはり多額の公的支援を受ける事業であることを踏まえると、ぜひそういった任意での監査を検討してほしいということを改めて御意見としていただいております。あと、事業運営に当たって、長期にわたる事業であるため、定期的に新しい視点を取り入れる体制づくり、役員の人事も含めて、定期的な人的な流動を確保する工夫を検討してはどうかということで御意見をいただいております。

以上が、10月29日から11月5日までにかけて、事務局のほうで個々の委員から個別意見聴取をさせていただいた内容になります。

2番の第3回審査専門員会議についてということで、本日は、申請内容について、これまで各委員からいただいた御意見を整理した案を御確認いただいて、御意見をいただくということで、資料2に、これまでいただいた意見をまとめさせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

資料1につきましては、以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

資料1に基づいて、これまでの経過の説明と、その中で利害関係者の意見及び申請者の見解の概要を再整理していただいたこと。それから、前回会議で報告がありましたように、申請内容の変更が行われたこと。そして、追加の個別意見聴取の結果についての説明がありました。

それぞれの内容については、もう既に各委員に示されて意見などいただいているようですが、改めてこの場で何かお気づきの点または追加の意見などありましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、これについては特に意見なしということで、先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、次に、審査専門委員からの意見の整理の案が示されておりますので、県からの御説明をよろしくお願いいたします。

○竹永係長 事務局、竹永から説明をさせていただきます。

右肩に資料２と書いてある鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員から聴取した意見の整理（案）という資料を御覧ください。捲っていただきまして、２ページです。

まず、１番ですけれども、本資料の趣旨をお示ししております。この資料は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの設置許可申請の審査において、審査専門委員の皆様から、これまで２回の会議、あるいは個別の意見聴取においていただいた御意見を県において整理をしたものがこの資料ということになります。

２番の経過です。こちらにつきましては、先ほど、資料１で説明済みの内容です。令和６年５月３１日の許可申請書の提出から本日の会議までの経過の主なものをお示ししております。

３番は、審査専門委員の名簿です。本日御欠席の中田委員を含めまして、本日の会議にお集まりをいただきました審査専門委員の皆様から、県の許可審査における意見を聴取させていただいております。

４番は、意見聴取の範囲です。許可審査におきましては、下のほうに参考としてお示しをしておりますけれども、申請の内容が廃棄物処理法の第１５条の２第１項各号に適合するかどうかという視点で審査を行うこととなっております。審査専門委員の皆様には、このうち１号の基準であります施設設置に関する技術上の基準、２号の基準であります周辺地域の生活環境の保全等に関する事、また、３号の基準のうち経理的基礎、これら各基準への適合の観点から専門的知見からの意見を聴取をさせていただきました。また、鳥取県としましては、今回の審査においては、法律では意見聴取が求められていない分野、すなわち施設設置に関する技術上の基準の部分でありますとか、経理的基礎の部分につきましても、特別に意見聴取を行って対応してきたというところです。

次の２ページ目以降で、これまで審査専門委員の皆様からいただいた意見を整理しております。まず、本資料の全体像を確認させていただきますと、まず、５番として、許可基準適合に関連する意見を整理しております。５番の（１）において、施設の設置に関する技術上の基準に関する意見を整理しております。２ページ進んでいただきまして、４ページ目においては、２号の基準、生活環境の保全等に関する意見を整理しております。また、同じ４ページの下段の（３）番では、３号基準のうち経理的基礎に関する意見を整

理しております。捲っていただいて、次の5ページ目以降、6番からは、設置許可に直接関連するものではありませんが、仮に施設が設置されることとなった場合に、その設置がありますとか、維持管理において留意すべき事項ということで頂戴した意見について整理をしております。

この資料は、これまでにいただいた意見を整理した内容ですので、少し丁寧にこれまでいただいた意見について触れさせていただきたいと思います。

恐れ入ります、資料2ページのほうにお戻りをお願いします。5番の(1)施設の設置に関する技術上の基準に関していただいた御意見についてです。まず、上の枠囲みで総括をしております。まず、施設の設置に関する技術上の基準、この1号の基準について、申請の内容が基準に抵触するという意見はなかったということです。なお、申請者においては、遠藤委員の指摘を踏まえまして、埋立地の底面部の遮水工について、一部構造の見直しを行ったということです。変更の内容は、先ほど資料1のときにも御説明をしておりますけれども、この中でも図で示しているとおり、遮水層の遮水シートとベントナイト混合土、これについての順番を入れ替えるという変更をされたということです。

それぞれこの技術上の基準について、個々に頂戴している意見について御紹介をさせていただきます。この下の表に、それぞれの項目ごとに意見を整理したものをお示ししております。この表は、3ページの一番下のほうの欄外にお示ししております「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に示されております施設の設置に関する基準について、それぞれ項目を拾い上げて、各項目に対してどういった御意見をいただいたかという形で整理をしております。

改めて2ページの表にお戻りをお願いします。まず、囲い等につきましては、今回、隣接する一般廃棄物処分場との関係ですとか、その後の維持管理の観点、そういったことも含めて囲いの機能としてはよいといった御意見を頂戴しております。

続いて、表示につきましては、これは、省令の様式に基づく立札を設置するということでございますので、特に個別に意見を頂戴しているところではございません。

続く、地滑り防止工、沈下防止工につきましては、斜面の傾斜も緩いということでしたり、軟弱地盤の沈下防止工については、碎石置換とプレロード、これを併用していくという事業者の申請、選択に違和感はないといったこと。また、沈下の許容沈下量に関しては、シートの伸びを考慮して、それを10センチで設定しているということは妥当であろうといったこと。また、地滑り発生の懸念はないだろうということですとか、沈下防止の対策

についても、先ほどのコメントともかぶりますけども、一般的な対策を検討されているところで問題はないといった御意見を頂戴しております。

続いての擁壁等でございます。これは、今回の申請ですと、擁壁というものはございませんけれども、貯留構造物でありますとか、のり面用土堰堤といった構造物、こういったものが該当する項目になります。これに対して、構造耐力であるとか、腐食防止、これらの観点でどうかといったところで御意見を頂戴しております。構造物の安定性に関しては、こちらものり面勾配が十分に緩くされているということ、また、構造物、貯留構造物ですとか、のり面用土堰堤、これについて地震時を含めた安定計算がなされていて、それについて特に問題はないと考えられるといったこと。また、腐食防止につきましては、硫酸塩に配慮した設計であろうということ、また、埋立の管理によって硫化水素の発生を抑えるような、そういった前提で腐食防止のレベルが設定されているということを確認いただいたところ です。

捲っていただいて、3 ページです。水質汚染防止措置につきましては、次以降の5 のイからトの措置によって確認をしているところ です。

表面遮水工と遮水層、基礎地盤、また、遮水層の被覆というところをまとめて意見を整理しています。まず、この項目につきましては、冒頭のところでも説明を申し上げたとおり、今回の遮水工の変更ということを踏まえた内容ということで再掲をしています。これにつきまして、今回変更されたベントナイト混合土の上に二重遮水シートを施工する構造というのは、施工管理も容易になるであろうといったこと。また、同様に、変更後の構造について漏えい検知システムの誤作動といった可能性も低減するのではないかとといったこと。また、変更された後のほうの遮水構造のほうがよりよいのではないかとといったこと。そういった御意見がありました。また、遮水シートの材質については、ポリエチレン系を用いていることから、耐久性や修繕の観点では特段問題ないだろうということ。耐久性の根拠についても、メーカーの試験結果であるとか遮水工協会の計算式による試算結果が整理されていて、申請書上で十分整理がされているだろうといったこと。また、シートに関しては、埋立処分された後は紫外線の影響を受けないといったことで、さらに耐久性は長くなると考えられるということ。加えて、長期の耐久性があって劣化がないベントナイト混合土、これも用いるという計画になっていて、遮水シートだけに頼っていない計画であろうといったことを御意見としていただいたというところ です。

5 番の口の次の鉛直遮水工については、本件申請においては該当する設備はないという

ところです。

続いて、地下水集排水設備につきましては、その設計について特段指摘はないだろうということ。また、Ⅰ期・Ⅱ期、それぞれの配置・構造、こういったものは妥当だと考えられるといった御意見を頂戴しております。

続く、保有水集排水設備、浸出水調整池、浸出水処理設備、防凍措置についてまとめて御意見を整理しております。

浸出水の処理工程、集排水、調整槽、また水処理施設、防凍措置や発生する浸出水の量の設定の考え方、これは、埋立地と同じ期間の直近降雨データに基づいて算出していること、こういったことについて、特段の指摘はないということ。また、浸出水集排水管の径や、管周りにぐり石を設置する、そのぐり石の大きさから一定のカルシウムスケール対策はなされていると考えられるだろうということ。また、水処理施設の水処理工程について、不足や問題はないだろうということ。あわせて、水処理工程では、RO膜処理まで加えているということでも問題がないだろうといった御意見を頂戴しております。

また、6番の開渠、地表水、雨水の排除という観点でございます。今回の申請では、地表水の流入防止、これは埋立地への流入防止ということでございますけれども、50年確率降雨強度に対応した流下能力を有する鉢巻水路によって排除をするといったこと、あるいは、最終覆土から勾配によって流下するといったこと、あるいは、埋立途中でも、中間覆土上における雨水、廃棄物に非接触の雨水を排水するといったことについて特段の指摘事項はないということ。また、中間覆土上からの雨水排除について、区画堤を挟んで廃棄物に接触していない水を集めて雨水として排除するという今回の申請内容になっておりますけれども、こういった考え方についても問題はないといったことで御意見を頂戴しております。

以上が1号基準、施設の設置に関する技術上の基準ということに対する意見ということで、これらをまとめて、冒頭枠囲みでお示ししました基準に抵触する意見はなかったという整理をさせていただいたというところでございます。

続きまして、4ページでございます。2号の基準であります生活環境の保全等に対していただいた意見です。同様に、枠囲いで総括的に整理をしております。

まず、2号基準、周辺的生活環境保全等に関して、生活環境影響調査の調査内容、調査結果、保全措置等は妥当で、施設の設置計画、維持管理計画が不相当だといった御意見はなかったということです。これに関しまして、生活環境影響調査で実施が定められた環

境の項目ごとに、それぞれ頂戴した意見を表として整理をしております。

まず、大気質につきましては、大気質に係る現況把握、ブルーム・パフ式等を用いるといった予測の手法に違和感はないといったこと。また、即日覆土であるとか、散水等による環境保全の措置、定期的なモニタリング等の維持管理計画、こういったことは妥当であろうといった御意見を頂戴しております。

また、騒音・振動につきましては、その予測計算、分析に違和感はないということ。また、環境保全措置についても、囲いに防音機能を持たせる設計になっており、また、必要に応じて追加の措置を行うという方針もあるということから、妥当と考えられるということ。

悪臭につきましては、そもそも前提として、有機性汚泥をあまり入れないということで、有機系の悪臭はあまりない状況であろうということであるとか、廃石膏ボードからの硫化水素ガスを抑制してくような埋立管理、これはアルカリ性の廃棄物と混合して埋め立てるであったり、ガス抜き管の周辺など通気状態のよい場所に埋立等をしていくといった、そういった硫化水素の発生メカニズムを考慮した埋立管理、こういったことをしていくということを確認いただきました。その上で、悪臭の現況把握の方法には違和感はないということでもありますとか、悪臭が発生したものを受け入れない、あるいは、悪臭が発生しないような埋立管理をしていくといったことを前提に、定性的な予測によって悪臭の影響を軽微としているこの予測手法については違和感がないということ。また、環境保全措置として、廃棄物の申込みの際の確認の徹底であるとか、即日覆土の対応、あるいは、仮に悪臭が発生した場合の消臭剤の準備といった環境保全措置であったり、定期的な悪臭物質の測定等を計画している維持管理計画、こういったものは妥当であろうといった御意見でした。

また、水質につきましては、水質に関する現況調査、あるいは、浸出水の源水の水質設定であるとか、水処理施設で処理された放流水の水質、こういったものを前提条件として予測をしている予測結果は違和感がないということ。その浸出水や水質に対する環境保全措置として、予定されている期別の埋立計画であったり、外周水路整備による浸出水の、そもそも発生量を抑制していくといった環境保全措置、また、放流水については水質検査をして、その結果をしっかりと情報公開等をしていくといった維持管理の考え方に問題はないといったことをいただいております。

地下水については、現況の地下水状況について、計画掘削深度から影響を予測したという内容でしたけれども、設置計画地近傍の上流側に井戸が2本あったというところで、そ

こへの水位低下の影響というのはどうなのか委員のほうから確認をいただいて、そこに対しては、推定される流向等から井戸への影響は軽微というふうに考えているという旨の補足説明を事業者のほうから受けまして、この点については了承されたということでございますし、その他の部分の地下水流動に関する予測・影響分析については、特段の違和感はないといったことです。また、モニタリング井戸の位置の考え方について、下流の井戸については、2本モニタリング井戸を設置する計画になっておりますけれども、その1点は、水処理施設からの漏水有無を確認できるような地点を設定しており、もう1点は、埋立地からの漏水有無を確認できる地点を設定しているという旨の補足説明を受けて、これについても御了承いただいたというところですし、上流部のほうのモニタリング井戸の設置場所については、特段異論はないといったことでした。加えまして、現在予定されている3重の遮水構造、漏えい検知システム等による浸出水漏水防止の環境保全措置ですとか、あるいは、定期的な地下水検査、その結果の情報公開といった維持管理については問題がないだろうといった御意見でした。

以上が生活環境の保全等に関する個々の環境項目ごとの御意見についてで、これらを整理したものが冒頭の枠組みでお示しをしておりますとおり、そういった生活環境影響調査の調査結果等々は妥当だということ、また、その施設設置計画、維持管理計画が不適当といった意見はなかったといった整理とさせていただきます。

続きまして、同じ4ページの下のほうに(3)経理的基礎でございます。経理的基礎(3号基準)については、申請者が経理的基礎を有しないと判断されるような意見はなかったという総括とさせていただきます。

これに関して個別にいただいた御意見としましては、まず、事業費の算定の考え方について、複数の事業者の見積りであったり、県が使用している単価等を参考に積み上げたといった申請者の説明があり、それについては違和感はない、また、資金の調達の方法については、県や国からの補助金、あるいは県からの貸付金により調達すること、貸付金については、処分料収入から返済可能な見込みを持っているといったこと、また、その処分料収入は、単価と年数から処分料収入見込みを算出しているという、そういった考え方については理解できるものであるといったこと。

5ページ目に入りますけれども、また、処分料単価の考え方については、周辺処分場の単価設定なども調査して、当初の価格単価を設定している。あるいは、その後の物価の上昇率、それを想定しながら設定していると、そういった考え方は妥当であろうといったこ

と。また、処分場、非常に費用の大きなものですので、減価償却の考え方について御確認をされましたところ、主要な土木構造物等については法定耐用年数、また定額法によって、減価償却を設定しているということは妥当であろうといったこと。また、埋立終了後の維持管理に要する資金として積み立てる維持管理積立金、これについての考え方、処分料収入が得られる期間中にあらかじめ積み立てておく基金だといった説明について確認をいただきました。また、申請書に付された経営再建計画については、再建計画どおりに進むということを前提として、持続的な経営改善の見込みはあるだろうと考えられるといった御意見を頂戴しております。

これらを整理しまして、改めて4ページの枠組みであります申請者が経理的基礎を有しないと判断されるような意見はなかったという整理をさせていただいているところです。

ここまでが許可基準に関連する御意見として整理をした内容でございます。

続きまして、6番の設置や維持管理において留意すべき意見というところです。こちらにつきましては、枠組みにあるとおり、許可基準への適合の観点以外からというところですけれども、施設の設置や維持管理に関して留意すべき事項というところで、御意見を頂戴しております。

幾つか項目を区切りながら整理をしております。まずは施設設置・埋立施工に関していただいた御意見です。まず、設置をしようとしている囲いにつきましては、可能な限り威圧感を与えないような景観的な配慮をしていただきたいといった御意見を頂戴しております。

また、埋立当初は、遮水工が地下水位の上昇によって破損する、壊れるおそれがあるので、そういったことを踏まえて、施工の際は現地で発生する地下水の状況をよく観察して、また、季節変動も配慮をして、その状況によって必要があれば、地下水集排水管の配置や配管密度を変更するといったことも含めて、確実に集排水できるように再検討をするなど、遮水工に楊圧力が加わることがないような措置を講じていただきたいといった御意見をいただいております。

また、遮水シートにつきましては、耐久性と同様に、熱溶着の施工が極めて重要だということで、そこについて確実な施工を行っていただきたいといった御意見を頂戴しております。

また、今回の事業の計画では、隣接する一般廃棄物の処分場の堰堤を地盤として用いるという構造になっております。この一般廃棄物の処分場の堰堤に対して、必要十分な測定地点において継続的な沈下観測を確実に実施すること、また、その結果が許容沈下量の範

囲内に収まることを確認ながら、プレロードであったり、埋立てを進めていただきたいといった御意見がございました。

また、続いて、今回の計画においては、中間覆土上の廃棄物非接触の雨水について、雨水排除を計画しております。それに関しまして、雨水排除のために、中間覆土剤として透水性の低い覆土剤を使用するということが考えられますが、その後の埋立てを始める前には溝掘りをするなど、宙水を発生させないような工夫、あるいは、その中間覆土の下部にある廃棄物の洗い出しのための工夫をしている事例もあるので、必要に応じて参考とされたいといった御意見を頂戴しております。

続いて、維持管理・異常時の対応の観点でいただいた御意見でございます。各モニタリングにより得られた測定データから、処分場の状況がどんな変化をしているのか、その変化の傾向を把握して、その変化によって対応が必要なのか、必要でないのか、そういったことを検討するような体制の構築、これをぜひお願いしたいといったこと。

また、現在の基準から、今後、法改正等によって規制強化といったことも考えられるので、そういった場合には、対応であるとか対策、そういったことを十分に措置していただきたいといったこと。

また、生活環境影響調査の中で、予測計算等をしておられますけれども、その予測結果といったものは固定されたものでない、必ずこの結果のとおりになると決まったものではないということで、様々な状況変化に対応できるような環境保全措置、あるいは維持管理、そういった考え方に配慮をしていただきたいということ。

また、カルシウムスケール対策として、浸出水集排水管が閉塞してしまった場合、あるいは、浸出水ピットからの揚水ポンプの故障が起こった場合、そういったことに対するメンテナンスや修繕の対応、こういったことを検討しておいていただきたいということ。

また、集水ピットに集まる地下水について、定期的に、Ⅰ期埋立部から集まる地下水とⅡ期埋立部から集まる地下水を別々に検査をしたほうが望ましいのではないかとということ。あるいは、コンクリート構造物に施す腐食防止の措置については、適切なメンテナンスを行っていくことが重要であるということ。

異常発生時、仮に異常が発生したときのために、地元自治会さん等を含めた至急の連絡体制をあらかじめ構築しておくこと。

浸出水について、可能な範囲で埋立方法の工夫等により、処理前の時点、水処理をしない時点においても、その水質が放流基準等により近づくような取組を検討して実施してい

ただきたいということ。そういった御意見を頂戴しております。

また、続いて、管理運営マニュアル等への反映という視点で御意見をいただいております。以下に掲げるような内容は、今後、事業者のほうで維持管理計画等において作成するということとしております管理運営マニュアル等に盛り込んでいただきたいといったことで御意見をいただいている内容です。

まずは、今回の処分場の設計の思想とリスク防止対策、そして、それに基づく維持管理の考え方、こういったものをマニュアルの中には盛り込んでいくべきだろうといったこと。

また、めくっていただきまして、6ページでございます。非常に長期にわたる計画でありますので、各取組の考え方や背景、そういったことが後々の、廃止するまでの世代までしっかりと引き継げるように、各取組の目的ですとか理由、そういったことを盛り込むべきであろうということ。

また、廃棄物の安定化に向けた具体的な方法・考え方、こういったことも盛り込むべきであろうといったことです。

また、埋立施工に関して、先ほど申し上げたとおり、今回の事業は中間覆土上の表面水を排除するという計画ですので、その雨水排除に必要な中間覆土の材質はどんなものなのか、透水性や勾配はどうなのかといった、そういった施工方法・考え方について記載をしておくべきであるし、また、中間覆土上に続く埋立が行われる際に、廃棄物の洗い出し等のために溝掘りをするということが必要なのであれば、その施工方法であったり考え方、こういったこともマニュアルに盛り込んでおくべきだろうといったことです。

また、遮水シートを保護するために、遮光マット、紫外線が当たらないようにするとうために遮光マットを施工しますけれども、その遮光マット自体も紫外線劣化があるということで、その張り替えであったりを含めた耐用年数を考慮したその管理の考え方ということも、マニュアルに明記しておくべきであろうといった御意見でした。

また、悪臭の発生リスクに関しましては、埋立方法の工夫であるとか、搬入物の管理、そういったものの考え方を明記しておくべきであろう。

今回の腐食防止のレベルについては、硫化水素の発生を抑える埋立管理をするということが前提になっております。したがって、硫化水素発生を抑制する廃石膏ボードの埋立管理の考え方・手法、こういったこともマニュアルに明記しておくべきであろうといったことです。

また、維持管理計画の中では、環境モニタリングを行うといった計画があります。各モ

モニタリング項目に関し、測定場所、頻度、測定方法、目標値、また、その結果の情報公開、そういったことの方法についてマニュアルにきちっと明記しておくべきであろうといったことです。

また、鉋さい品目の中には、一部有機物含有量が比較的多いものがあるということもあり、火災防止の観点から1か所に固まらないように埋め立てるといった埋立方法の留意点、こういったこともマニュアルの中でしっかりと示しておくべきであろうといった御意見を頂戴しております。

以上のような内容を、今後作成するマニュアルには盛り込むべきではないかといった御意見でした。

続きまして、データ収集、あるいは情報公開につきましてです。施設設置工事、今後、仮に許可になったとすれば、そういったことが行われていくわけですが、その際の騒音・振動対策について、実際に行う工事の内容ですとか、工事内容に応じた保全措置の内容については、具体的な情報を住民に提供することが必要ではないかといったこと。

また、モニタリング結果等のデータの情報を公開する場合は、数値の意味、見方を含めて住民の皆さんに分かりやすく示すべきではないかといったこと。

また、PFAS等、今新しく懸念されるような物質が出てきているというところで、その最新情報でありますとか、浄化に関する技術の研究開発の状況、こういったものをしっかりと情報収集をして、住民の皆さんの意見とか懸念に対して、分かりやすく情報提供を発信できるような体制を構築していくことによって、住民とのリスクコミュニケーションを取っていくことが望まれるであろうということ。

また、今回申請者は、廃棄物の受入れ管理において、蛍光X線データの蓄積を行うという内容を含めておりましたので、廃棄物の蛍光X線データのデータベース化に取り組むであるとか、そういった知見の蓄積・発信、こういったものに取り組んではどうかといった御意見を頂戴しております。

最後に、適正・健全な経理等の確保という観点での御意見です。申請者は、まず、事業の規模からすると、会計監査人による監査が必須の団体ではないというところではあります。今回、公益目的事業を行うために、多くの公的支援を受けるという計画となっております。そういった状況を踏まえて、任意で監査を受けるといった適正・健全な経理の確保のための何らかの取組、これを検討されるべきではないかといった御意見です。

また、今回の事業が、やはり長期にわたるという観点から、定期的に新しい視点を取り

込むという趣旨で、役員等の人事を含めて、定期的な人的な流動を確保するような工夫、こういったことを検討することが望まれるのではないかといた御意見を頂戴しております。

いただいた意見につきまして、以上のように整理をしております。この意見整理（案）につきましては、あらかじめ個別ヒアリングの場においても、各委員にお示しをさせていただきながら整理をさせていただいたというところです。本日御欠席の中田委員にも、この整理案について確認をいただき、内容について過不足はないという旨をあらかじめ御確認いただいておりますので、この場で御報告をさせていただきます。以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

これまで委員の皆様からいただいた意見をまとめた資料でございます。

ざっと御覧になって、何か、ほかの委員の方への質問とか、あとは補足すべきところとか、または、その後の追加の意見等はございますでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 国立環境研究所の遠藤です。おおむね、内容については確認させていただいたとおりなんですけど、ちょっと追加的に3か所だけ、もし可能であればということだけコメントさせていただきます。4ページ目の悪臭のところの2つ目の私の意見、全て私の意見への補足ですが、2行目にガス抜き管の周辺など、通気状態のよい箇所への埋立等というふうな書き方をしているんですけど、これはこれで間違いはないんですが、「通気状態のよい」が、後々、勘違いされるかもしれないなと思ったので、もし可能であれば、「通気状態のよい」の後に括弧して、「酸素濃度の高い」という文言を加えていただければより分かりやすいかなと思ったので、もし可能であれば、その付記をお願いできればと思いました。

あと、5ページ目ですけど、6の施設設置・埋立施工の2つ目の私の意見なんですけど、書いてあること、内容は全くこれで差し支えないんですが、特に追加というわけじゃないんですが、「確実に集排水できるよう再検討などし」という意味が、いわゆる事前にはやはりなかなかやりにくい部分だなというふうには思っていますので、工事が始まって、施工中にそういうような事態が起きたときにも対応していただけるように、この「再検討」というところが工事期間中の設計変更も含んで、ぜひ御検討いただきたいなというふうに思っております。それをちょっとどう書いていいかですけど、そういう意図も含めてということでございます。

あと、もう一つだけ、6 ページ目のデータ収集・情報公開等の4 つ目、最後のポツで、廃棄物の蛍光X線の部分ですけど、蛍光X線解析データが、これX線回折とちょっと勘違いされそうな気がしていたので、恐らくやられているのはそちらではなくて、蛍光X線なので、蛍光X線分析データが正解かなと思いました。これ私のちょっとチェックミスかなと思いますので、多分、解析を分析に変えていただければいいかなと思います。以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

今、遠藤委員から補足がありましたが、いかがでしょうか、事務局から。

○竹永係長 ありがとうございます。

各意見についてそれぞれ踏まえて、修正を加えた上で今後、取り込んでいきたいと思っています。よろしくお願いします。

○山田座長 その他の委員の方、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、これまでのやり取りを通しての感想やコメントで結構ですので、ぜひ各委員から一言、二言ずつコメントをいただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、乾委員から時計回りでコメントいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○乾委員 乾ですけれども、すみません、ちょっと微修正というか、この資料に、今日の議論の内容の本体ではないんですけども、資料1の別添1のところで、1 ページ目のところの立地のお話で、ちょっと誤解があるかなと思って気になるところが、立地のところのAのところで、水源地及び湧水に対する懸念に対する御回答のところで、ポツの2 番目、計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3 帯水層とも、水源地や三輪山の清水には向かっていないということなんですけど、ちょっとこれ、厳密に言うと、福井の水源地については御指摘のとおりなんですけど、三輪山のほうは、多分、まず帯水層構造が違うということ、第1 帯水層については、三輪山の水源地とここの涵養された水というのはもちろん違うということは承知をしています。ただ、第2、第3 帯水層については、方向的にはそちらに流れているんだけど、もちろん水源とは全く違う話なので、ちょっとそこはこう書くと、福井の水源地と全く同じような状況であると皆さん捉える可能性があるので、少し正確に書いていただいたほうがいいかなと思って、ちょっと指摘をさせていただきました。

それで、全体の意見なんですけれども、私、地下水に関するところを見させていただき

まして、今、現況得られるデータの予測等々についてはコメントさせていただきましたように、現時点でできることはやっけていただいているかと思います。ただ、あくまで予測ですし、例えば、先ほど遠藤委員からございました施工中に水位がどうしても上がるだとか、そういったこと、不測の事態が起り得るかと思いますが、きちんと計測だけはしていただいて、もしその予測と大幅に違うようなことがあれば、都度、対応いただくことは必要かなと思っております。予測が不正確だということを言っているわけではなくて、季節の変動とか、どうしてもそういうことが起り得るかと思いますので、まず、その辺りは柔軟に対応いただくということが1点と、もう一つが、これは長期の計画になります。もちろん地下水のモニタリング等々はされていくかと思うんですけども、これも島田委員の御指摘なんですけれども、きちんと分かりやすくデータの提供を開示していただくと。その開示をきちんとしていただくということが、この現状の施設が健全に機能しているということであり、周辺の方々にも安心感を与えていただくということの上で重要ですので、その辺りはもちろんやっけていただけるとは思いますが、きちんと進めていただくことが重要かなと考えております。以上です。

○小野委員 小野です。私、施設の安定性、そういう立場からいろいろ見させていただいたんですが、今、計画していただいているものを見る限り、ある日、突然何の前触れもなく崩れるというようなことはないと思っています。その代わり、何か不具合、必ず何か起きるときは、その前に小さな不具合、変状があつて、それを見過ごすともしかすると万が一ということがあるんじゃないかというようなことを思いますので、途中何回か言いましたが、しっかりと維持・点検で異常があれば対応すると、そういうことをしっかりといただけたら問題はないのかなと思っています。構造物もそうなんです、その管理の体制、あるいはマニュアルであつたり、いろいろ技術的な進歩もこれからもあると思います。長期的な事業の中でそういうものがありましたらそれも含めて常に体制自体も見直して、問題があれば見直して、よりよいものにしていくということが続けていただけるとするのが大事かなと思います。以上です。

○深田委員 私は、経理的基礎の観点からコメントをさせていただいたところです。乾委員、小野委員がお話されたように、本当に長期にわたる事業ですので、先にコメントさせていただきましたところですけども、人的に、新しい人を定期的に入れるといった対策をして、組織が固定化しないような取組をぜひ行っていただきたいなというふうに思っております。

また、会計監査についてですけれども、国の監査基準には抵触はしませんが、当県の規模で考えると、非常に大きなお金が動くと思っておりますので、こちらについても、やはり外からの目を入れるということは非常に有用なことかと思っておりますので、ぜひとも会計監査のほうも検討していただけたらいいのかなと思っております。合わせて会計監査は、単にチェックだけではなくて、建設的な意見を伝える機能もありますので、ぜひとも御検討ください。以上です。

○島田委員 島田です。私は、水質に関する項目を担当させていただきました。水質に関しましては、浸出水、周辺環境の水について多岐にわたる水質項目を今後ずっとモニタリングして監視していかなければならないということで、他の委員の方がおっしゃっているように、長期にわたる計画になっています。水質モニタリング計画に問題はないのですが、その測定データが異常値であったときは、何度も申し上げていますが、必ず情報公開していただくとともに、どう対処すればよいのか検討をしていただくということが大事です。また、管理運営マニュアルについて、委員の皆様から留意すべき点をいろいろ指摘されていますが、現時点で指摘事項を考慮して運営マニュアルを作ったとしても、事業は長期にわたりますので、今後、何度か運営マニュアルの見直しを検討する機会を必ずもうけていただきたいと思います。また、深田委員がおっしゃったように、定期的な人的な流動の確保が必要ということで、長期の計画の中で担当者が代わっていくことになると思いますが、必ず引き継ぎをしていただくことをお願いいたします。この事業に限ったことではないのですが、長期にわたる大きな事業で、引き継ぎがうまくなされていなかったことから起こる問題が結構あります。技術的な面も運営的な面でも、現場で施工、工事をする方たち、水質などのモニタリングをされる方たち、全てにおいて引継ぎが必ずされるようにということと、運営マニュアルは柔軟に更新、見直しする機会を必ず設けるということをぜひお願いしたいと思っております。

最後に、水質に関しましては、この事業計画でモニタリング項目として定められた水質項目ではない化学物質に関する懸念があります。この処分場に限った問題ではないのですが、現在進行形で、広く国内で懸念されているが基準値などが定められていない化学物質に関係する水質の懸念が存在しているということは、周辺の住民の方にとっては不安だと思いますので、6ページに書いていただきましたけれども、事業者の方には、ぜひ、最新情報をチェックして、今後、浄化技術の導入などの検討もしていただきたいですし、情報提供については、懸念されている化学物質についての情報は玉石混交ですので、環境省

や県などから発信される公的な情報源の情報も、住民の皆さんに提供していただくと、詳しい情報をみなさんが手に入れることができると思います。

以上、私が今までこの委員会に参加させていただいた中で、感じたことを最後に追加で述べさせていただきました。

○ラン委員 騒音・振動分野を担当しました。私は、空港まわりの調査などを長年経験してきた。今回の（処分場）事業の周辺環境に関する住民の意見、不安感ついて、聴覚、音の問題は目には見えない感じることはできないものですので、今後、住民からの苦情とかあった際は、技術的なデータの値とか、そのデータを公開するだけでは、説得力は弱いと感じました。今後、できれば住民感覚で、苦情等の発生について、ずっと前から予測し、苦情があった際も、技術的なデータを公開するだけでなく、住民と事業者の間でいい関係を築いたうえで、住民の生活環境に関するプロモーションすれば、今後、事業を始めて、今は計画の段階だが、今後、例えば、建設活動等や、運営のプロセスで何か発生しても、その前の段階で住民に理解してもらっていれば、解決しやすいと思いますので、今後の住民との関わりでは、モニタリング等の情報公開に加えて、積極的にハーモニーの関係を維持しながら運営することができればよいと思います。以上です。

○遠藤委員 最終処分場の構造を担当している遠藤です。2点だけ追加でコメントさせていただきたいと思いますが、1点目は、処分場を造るまでは、こういう審査会とかいろいろな検討があって、第三者の意見も入って、かなり検討されることが、一般的にここだけじゃなくあると思いますけど、造った後、先ほどもちょっと意見がありましたけど、第三者の目というのがなくなってくることが非常に多いので、ぜひそういったところにも第三者の目を入れていただくようなシステムがあるといいかなというふうには思っています。その上で、先ほどマニュアルへの追加でコメントすべきだったかもしれませんが、非常に重要なのが水収支だと思っていまして、別に細かい水収支で蒸発がどうのこうのをやってくださいという話ではないんですけど、数字も少数点何%とかそういう話ではなくて、降った雨がこれぐらいで、出てきたものがこれぐらいという量で、3割なのか6割なのか5割なのかみたいな、その数字だけは常々取っておいていただいたほうが、データはあるので計算するだけになると思いますけれども、その数値が変わったときには、何かしら処分場に異常が生じたときであると。もしくは、埋立管理において、何かしらフェーズが変わったとき、覆土が全面にされた後、それか、覆土が一部しかされていないとき、そういったときではいろいろ変わってくることがあるので、ぜひ何か、常時、維持管理され

ているデータの整理で、そういったことが発見できるような観点も必要かなと思っております。

もう1点は、前回の委員会で、ちょっと私オンラインでしたけれども、コメントさせていただいた、何といたしますか、処分場に対する不信感というものが、どうしても拭えないものがあるというふうにも思っています、それが全て解決できるというわけではないですが、やはり最近の処分場というのは、以前とはかなり大きく変わってきているということもあると思います。何でもかんでも埋めてしまえという時代が終わり、なるべく有効利用する中で、有効利用するにはあまりにもお金がかかると、市場もないというようなものだけが最終処分場に来ているという現状で、平成10年以降、かなり処分場の姿は変わりましたが、さらに、この20数年で変わってきていますので、ぜひ何かこう、最新の処分場を、不安な方々にも見ていただけるような、何かそういう機会をセンターのほうで持っていただくのがいいのではないかなというふうに思っていますし、逆に、この処分場が将来、そういったどこか新規の処分場で住民の方々を呼べるような、そんな処分場になっていただくようなことがあるといいなというふうに思っておりますので、ぜひ維持管理のほうも引き続き、少し頑張っていただければというふうに思っています。以上です。

○山田座長　ありがとうございました。

最後に、私が総括的になりますが、許可の要件について、技術上の基準と、あとは生活環境の保全、それから事業者の能力、その3つが許可要件なんですけど、それについて、今までの委員の方々からの意見では、特段異論はなかったかと思われま。幾つか改善点のようなサジェスションはありましたけども、異論はなかったかと思しますので、これでよろしいのかと思います。

私も、大分何回も意見を言っていますけれども、器はできたとして、それをどう運用していくかというのが、それがよい処分場になるのか悪い処分場になるのかを決めていくものであります。ですので、その維持管理のマニュアルとか、先ほど委員の方々、いろいろな意見ありましたけど、監査とか、それから、データの公表とか、または住民の方々に自慢できるような処分場みたいなことですか、そういったいろんな取組を継続的に進めていただくということが、これからこの処分場がもしできましたら、我々が許可を出すわけじゃないので、もしできましたら、いい処分場になる非常に大事なことだと思いますので、その辺を意識していただけたらと思います。

特に大事なものは、ここでいろんな話をしましたけれども、この処分場、例えばそもそも

何でこういう造りにしたのかとか、こういう覆土にしたのかということなどは、伝えていかないと忘れてしまうので、そういった最初の思想みたいなことは、最後、この処分場がもし運営できた場合は、終わるまで取っておけるようなことをしていただきたいなというふうに思います。そういう哲学的なことを継続的に説明していくべきだと思います。私からは以上です。

それでは、ここまでで個別のやり取りも含めて委員の方から様々な、いろんな角度からの意見をいただいたと思います。

そうしますと、鳥取県環境管理事業センターの申請、本申請に対して、先ほどの質疑で（意見を）言い尽くしていただけたということによろしいでしょうか。

全員了承ということで納めさせていただきたいと思います。

それでは、最後の議事、その他でございます。

県から何かございますでしょうか。

○山本参事監 事務局の山本のほうから、今後の予定等について、特に資料は用意しておりませんが、発言させていただきます。

その前に、これまでの意見聴取の状況について、事務局なりの振り返りを少しさせていただきたいと思いますが、委員の皆様におかれましては、7月19日の1回目の全体会議以降、現地や申請書類を御確認いただいて、そして、こうした会議であったり個別のヒアリング、これらの中で質疑応答等も重ねていただいて、かなり御専門の分野に関する申請内容について、詳細に御確認いただけたものと考えてございます。加えまして、地元の米子市並びに利害関係者から提出された意見につきましても、個別ヒアリングの際に、全文をお示しして御確認いただくとともに、先般の第2回会議で意見聴取の際にも資料化して提示させていただいております。さらに今回は、遠藤委員のほうからの意見を受けまして、施工性の向上、これを目指して遮水構造の変更書類も提出されて、その内容もお示しし、確認いただきました。以上、委員の皆様には、意見聴取に当たって必要となるであろう各種の情報、材料は全て提供させていただいたものと考えております。また、その上で、本日の委員の皆様の意見の整理に対しまして、一部コメントの追加がありましたが、それらを踏まえましても、特段の異論はなかったように思いますし、先ほど、山田座長のコメントもありましたが、本日の会議の様子からも、申請内容に対する委員の皆様からの御意見につきましても、ほぼ伺い尽くすことができたのではないかと感じたところでございます。このため、委員の皆様一堂に会していただいて、意見聴取を行うこの全体会議、この場

につきましては、本日を最後にすることが適当であろうと考えるものでございます。以上の状況を踏まえて、今後については、本日コメントがあったことも含めまして、これまで伺いました委員の皆様からの専門的見地からの御意見、これを踏まえて、県のほうで事務的な確認等も加えながら、適切に最終的な審査、こちらのほうに移ることになろうかと思っております。なお、全体会議は、今申し上げましたとおり、本日を最後にと考えますけれども、委員の皆様におかれましては、追加のコメント等ありましたら会議後でもお寄せいただいても構いませんし、また、事務局からも何か御相談を差し上げるようなことがあるかもしれませんので、県がまだ審査中でございますので、その結果が出るまでの間は、もうしばらくお付き合いいただければと思っております。

本日まで、委員の皆様には、厳正な審査への御協力、そして、県の科学的な判断に資するたくさんの御意見を頂戴いたしましたことに対して、心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。私からは以上でございます。

○山田座長　ありがとうございました。

それでは、これまでの会議で、専門委員から出された意見を踏まえて、県の許可の審査に役立てていただけたらと思います。

その他、最後になりますけれども、委員または申請者から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○環境管理事業センター岡本理事長　センターでございます。先ほどいろいろな専門的な見地からの御意見を頂戴して、ありがとうございました。いただいた御意見につきまして、真摯に受け止めさせていただいて、今後の事業に生かしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○山田座長　ありがとうございました。

それでは、もし意見がなければ、これで議事を終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されている議事は以上となります。

会議の円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。

県に進行を返したいと思います。

○福田課長補佐　山田座長様、ありがとうございました。

最後に、地域社会振興部長、盛田が御挨拶申し上げます。

○盛田部長　委員の皆様におかれましては、この審査専門委員会に長期にわたり御参加、

御協力をいただきまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

本日は、これまでに出了意見につきまして、県で整理させていただいた内容を委員の皆様を確認していただくことができたものというふうに思っております。本日、新たにいただいた意見、あるいは意見整理（案）の修正については、それを反映し、改めて許可判断において、参考にさせていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、今後いただいた意見を踏まえて、県で許可の最終判断をしていく、そういうステージになるものと思っておりますが、もしかしたら、いろいろな項目につきまして、確認をさせていただく、そういうこともあろうかと思ひます。そのときにはぜひ、御協力のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

委員の皆様には、それぞれお忙しい中、県の許可審査に多大な御協力をいただき、重ねて感謝を申し上げ、挨拶に代えます。どうもありがとうございました。

○福田課長補佐 それでは、第3回鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議を閉会とさせていただきます。